

甘楽町省エネルギー家電製品等購入費補助金交付要綱

〔令和7年 要綱 第 4 号〕
〔令和7年 2月26日公布〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰による家庭の負担軽減、温室効果ガスの排出削減及び脱炭素社会に対する町民意識の向上を図るため、古い家電製品等から省エネルギー家電製品等（以下「対象製品」という。）に買替えた者及び新規に購入した者に対し、予算の範囲内で甘楽町省エネルギー家電製品等購入費補助金（以下「補助金」という）を交付することについて、甘楽町補助金等に関する規則（昭和37年甘楽町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象製品)

第2条 補助の対象となる対象製品は、別表によるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内に居住し、自ら居住するための住宅（店舗、事務所等の併用住宅を含む。以下「住宅」という。）に対象製品を購入及び設置し、当該住宅の所在地を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住所としていること。
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同じ世帯に属する者が、町税等の納付すべき金額を滞納していないこと。
- (3) 補助対象者及び当該補助対象者が属する世帯員（以下「補助対象者等」という。）が、甘楽町暴力団排除条例（平成24年甘楽町条例第1号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 補助対象者等が、当該年度内及び補助金の交付決定を受けた年度から起算して5年以内に本補助金の交付決定を受けていないこと。

ただし、エアコンディショナーの設置（5年以内に本補助金の交付決定を受けてエアコンディショナーの設置をした場合は、異なる部屋に設置をする場合に限る）の交付決定は、当該年度内に本補助金の交付決定を受けた場合を除き、この限りでない。

(補助対象製品、補助金額、対象経費等)

第4条 補助対象製品、補助金限度額、補助率、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び購入事業者は、次の表のとおりとする。

補助対象製品	補助金限度額	補助率	補助対象経費	購入事業者
エアコンディショナー 電気冷蔵庫 電気洗濯機	40,000円	補助対象経費の3分の1（算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）	当該年度の2月末日までに購入した補助対象製品の購入経費（設置に係る費用、運搬費及び消費税を含む。）	町内業者
ガス温水機器 石油温水機器 電気温水機器	50,000円			

備考

- 1 補助対象製品を複数申請する場合は、その合計金額を補助対象経費とする。
- 2 補助対象製品のエアコンディショナー、電気冷蔵庫又は電気洗濯機のうちから複数申請する場合の補助金限度額は、複数製品合計で 40,000 円とする。
- 3 補助対象製品のガス温水機器、石油温水機器又は電気温水機器を含め、複数申請する場合の補助金限度額は、複数製品合計で 50,000 円とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、甘楽町省エネルギー家電製品等購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して当該年度の3月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 対象製品の補助対象経費に係る契約書又は注文書若しくはそれに代わる書類及び領収書の写し
- (2) 対象製品の仕様書又は保証書の写し
- (3) メーカー名、製品愛称及び機種名(型番を含む。)が記載された書類
- (4) 対象製品の設置前及び設置後が確認できる写真
- (5) 振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し
- (6) 補助対象者等が、税等の滞納がないことを証明する書類。ただし、税等に関する情報を町が所有する公簿等により町職員が、確認することに同意する場合は不要とする。
- (7) 補助対象者が、申請書を提出する日の属する年の1月1日(以下この号において「賦課基準日」という。)以降に町に転入した者であるときは、賦課基準日に住所を有した市区町村に税等の滞納がないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、甘楽町省エネルギー家電製品等購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第7条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金が既に交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年6月11日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象製品	要件等
エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none">・既存のエアコンディショナーからの買換え又は新規に設置するものであること。・最新の目標年度省エネルギー基準達成率（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条に基づいて定められた製品ごとの省エネルギー性能の目標基準値の達成率を示したものをいう。以下同じ。）が、100%以上であること。・未使用品であること。
電気冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none">・既存の電気冷蔵庫からの買換えであること。・最新の目標年度省エネルギー基準達成率が、100%以上であること。・未使用品であること。
電気洗濯機	<ul style="list-style-type: none">・既存の電気洗濯機からの買換えであること。・インバーター制御が、搭載された機種であること。・未使用品であること。
ガス温水機器 石油温水機器 電気温水機器	<ul style="list-style-type: none">・既存のガス温水機器、石油温水機器又は電気温水機器からの買換えであること。・最新の目標年度省エネルギー基準達成率が、100%以上であること。・未使用品であること。